

令和5年第5回清里町教育委員会会議

1. 開催年月日 令和5年6月20日(火)
2. 開催場所 清里町生涯学習総合センター会議室
3. 開会・休憩・閉会時刻 開会宣言13時27分 閉会宣言13時51分

4. 出席者は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
教育長	野呂田成人	職務代理者	福田一成
委員	高見真由美	委員	居城博明
委員	宇都宮弥生		

5. 欠席者は次のとおりです。

無し

6. 遅刻者は次のとおりです。

無し

7. 早退者は次のとおりです。

無し

8. 出席した事務局職員は次のとおりです。

職名	氏名	職名	氏名
生涯学習課長	熊谷雄二	生涯学習課参与	新輪誠一
学校教育グループ 総括主査	原田了	社会教育グループ 主査	小林正明
社会教育グループ 主査	今西海渡	教育支援専門員	渋谷高広

9. 会議に付した事件は次のとおりです。

議案番号	件名
議案第12号	清里町学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則について
議案第13号	新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領について
議案第14号	清里町教育支援委員会委員の任命について
議案第15号	清里町学校運営協議会委員の任命について
議案第16号	清里町社会教育委員の委嘱について
議案第17号	清里町生涯学習総合センター運営審議会委員の委嘱について
議案第18号	清里町スポーツ推進委員の委嘱について

10. 議事の経過

別紙

## 第5回清里町教育委員会会議 議事録

令和5年6月20日(火)

議長	<p>ただいまから、令和5年 第5回 清里町教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>ただいまの出席委員は 4名です。</p> <p>清里町教育委員会会議規則 第6条により 本会議が成立していることを認めます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第24条第2項の規定により、福田委員 と 宇都宮委員 を指名します。</p>
議長	<p>日程第2 議案第12号 清里町学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます</p>
説明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第12号「清里町学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明を致します。</p> <p>学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて設置されるもので、清里町においては、清里小学校と清里中学校を合わせて1つの協議会を設置することとなっています。</p> <p>協議会の役割は、学校の教育方針の承認、学校運営に関する意見交換、教職員の任用に関すること、学校運営への参画、単年度ごとの学校評価などとなっており、地域住民と学校が一体となった教育を展開し、より充実した教育活動を行うことを目的としております。</p> <p>委員の定数は20名以内とし、保護者、地域住民、校長及び教職員、学識経験者、行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認めるものの中から委嘱することとなっております。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>今回の規則の改正理由については、協議会での協議を継続的なものにするため、委員の任期を1年間から2年間に改正し、併せて条項の数字を修正するものでございます。</p> <p>次のページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>右側の表が改正前、左側の表が改正後の規則、改正部分にアンダーラインが引かれております。</p> <p>第7条中の「第4条第3項」を「第3条第1項」に改め、第9条の委員の任期を、「当該年度」から「翌年度」に改めます。</p> <p>第9条第2項中の第6条を第7条に改め、附則でこの規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議長	<p>これから質疑を行います。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。 議案第12号 清里町学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第12号 清里町学校運営協議会設置規則の一部を改正する規則について は、原案どおり決定されました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第13号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説 明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第13号「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領について」の提案理由の説明を致します。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務実施要領が改正されたことから、清里町立学校職員に同様に適用するために改正を行うものでございます。</p> <p>改正内容は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の取扱いが、令和5年5月8日から見直されたことに伴い、対象となる職員の要件を改正するものでございます。</p> <p>次のページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>右側の表が改正前、左側の表が改正後の要領、改正部分にアンダーラインが引かれております。</p> <p>第2条で在宅勤務の対象職員をさだめておりますが、新型コロナウイルス感染症対策により臨時休業となった学校等に就学する次の子を養育する職員を次のとおりに改め、1号で定める、新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休業となった学校の職員から、第5号の新型コロナウイルス感染症の影響により、介護が必要な親族第の介護を行う必要があるため、出勤が困難である職員まで削除します。</p> <p>第6号を第1号に改め、妊娠中の職員が、保健指導・健康診査を受けた結果、主治医や助産師から在宅勤務をするよう指導を受けた職員に改めます。</p> <p>第7号を削除し、第8号中、「7号」を「前号」に改め、第4条第2項を「災害事故休暇等の休暇」を「年次有給休暇及び災害事故休暇等の特別休暇」に改めます。</p> <p>附則で、この要領は公布の日から施行し、令和5年5月8日の適用とします。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議 長	これから質疑を行います。

各委員	(質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 議案第13号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第13号 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における清里町立学校職員の在宅勤務実施要領の一部を改正する要領について は、原案どおり決定されました。
議長	日程第4 議案第14号 清里町教育支援委員会委員の任命についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。
説明	(生涯学習課長) ただ今上程されました、清里町教育支援委員会委員の任命について、提案理由のご説明を致します。 教育支援委員については、心身に障がいのある児童生徒等の適切な教育支援を図るため、教育委員会に設置するものであり、清里町教育支援委員会設置規則第4条第2項の規定に任命するものでございます。令和4年4月に委員の2年間の任期をもって、任命を行っておりますが、教職員の異動等があったため、新たに任命するものでございます。 委嘱年月日は、令和5年4月1日であり、任期は令和6年3月31日までの1年間でございます。 次のページをご覧ください。 今回変更があり、新たに任命する委員は、2番 清里町保健師の新輪いずみさん、4番 清里小学校長 水野利幸さん、5番 清里中学校長 湯浅啓介さん、6番 清里中学校教諭 佐藤朋比呂さんの4名でございます。 以上で提案理由の説明をおわります。
議長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 議案第14号 清里町教育支援委員会委員の任命について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第14号 清里町教育支援委員会委員の任命について は、原案どおり決定されました。
議長	日程第5 議案第15号 清里町学校運営協議会委員の任命について

	<p>を議題とします。 提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第15号「清里町学校運営協議会委員の委嘱について」提案理由の説明をいたします。</p> <p>本件につきましては、清里町学校運営協議会設置規則により委嘱するものです。</p> <p>学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて設置されるもので、清里町においては、清里小学校と清里中学校を合わせて1つの協議会を設置することとなっております。</p> <p>協議会の役割は、学校の教育方針の承認、学校運営に関する意見交換、教職員の任用に関すること、学校運営への参画、単年度ごとの学校評価などとなっております。地域住民と学校が一体となった教育を展開し、より充実した教育活動を行うことを目的としております。</p> <p>委員の定数は20名以内とし、保護者、地域住民、校長及び教職員、学識経験者、行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認めるものの中から委嘱することとなっております。任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっております。</p> <p>では、候補者名簿をご覧ください。</p> <p>今回委嘱する委員のうち、新たに委嘱する方は、民生児童委員 林繁樹さん、学識経験者勝又武司さん、清里高校校長 佐藤恵文さん、文化連盟 大橋伸行さん、スポーツ協会 野崎武志さん、清里連合青年団 渥美学さん、少年団指導者 林雄一さん、清里小学校PTA 佐々木猛さん、清里中学校PTA 山本貴光さん、清里小学校長 水野利幸さん、清里中学校長 湯浅啓介さん、清里中学校教頭 米澤秀樹さん、以上12名、再任4名 合計16名でございます。</p> <p>以上で提案理由の説明をおわります。</p>
議長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議長	<p>質疑なしと認めます。 議案第15号 清里町学校運営協議会委員の任命について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第15号 清里町学校運営協議会委員の任命については、原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>日程第6 議案第16号 清里町社会教育委員の委嘱について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました、議案第16号「清里町社会教育委員の委嘱に</p>

	<p>ついて」提案理由の説明をいたします。</p> <p>社会教育委員は、社会教育法第15条及び第18条の規定により、教育委員会が委嘱するものです。</p> <p>社会教育委員の職務は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じて意見を述べる、必要な調査研究を行うこととなっております。</p> <p>委嘱年月日は、令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間となります。</p> <p>委員の定数は清里町社会教育委員設置条例第2条により15名とされており、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する者、学識経験者から委嘱することとなっております。今回新たに委嘱する委員は5名で、上から3番目の校長会推薦の水野利幸さん、自治会女性部連絡協議会推薦の梅村百合子さん、青年団推薦の茂木彰良さん、羽衣第2の刀裨信さん、上斜里の岩崎風花さん、5名であり、再任が10名、合計15名を委嘱することについて提案いたします。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>
議長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議長	<p>質疑なしと認めます。 議案第16号 清里町社会教育委員の委嘱について を採決します。</p> <p>本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第16号 清里町社会教育委員の委嘱については、原案どおり決定されました。</p>
議長	<p>日程第7 議案第17号 清里町生涯学習総合センター運営審議会委員の委嘱について を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
説明	<p>(生涯学習課長)</p> <p>ただ今上程されました議案17号「清里町生涯学習総合センター運営審議会委員の委嘱」について提案理由の説明をいたします。</p> <p>清里町生涯学習総合センター運営審議会は、センターの円滑な管理運営を図ることを目的に、設置するもので、その委員は清里町生涯学習総合センター条例第6条の規定により、教育委員会が委嘱するものです。</p> <p>委嘱期間は令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間となります。</p> <p>委嘱候補者は名簿のとおりで、生涯学習総合センター運営審議会委員は、社会教育委員の職務と密接に関係することから、議案第14号でご承認いただきました社会教育委員15名を生涯学習総合センター運営審議会委員として委嘱することについて提案いたします。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わります。</p>

議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 議案第17号 清里町生涯学習総合センター運営審議会委員の委嘱について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第17号 清里町生涯学習総合センター運営審議会委員の委嘱については、原案どおり決定されました。
議 長	日程第8 議案第18号 清里町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。
説 明	(生涯学習課長) ただ今上程されました、議案第18号「清里町スポーツ推進委員の委嘱について」提案理由の説明をいたします。 清里町スポーツ推進委員につきましては、町におけるスポーツ活動の推進を図るために、スポーツ基本法第32条の規定により、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有している者の中から、教育委員会が委嘱するものです。 任期は2年であり、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの任期で、委嘱するものです。 委員の定数は、清里町スポーツ推進委員に関する規則第3条により15名以内とされております。 今回の候補者のうち新たに委嘱する委員は3名であり、候補者名簿の下から3番目から、阿部宏保さん、垂石佳也さん、鈴木悠太さんです。 その他の12名は再任となります。 人選は、地域や年齢を考慮して行っております。 以上で、提案理由の説明を終わります。
議 長	これから質疑を行います。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑なしと認めます。 議案第18号 清里町スポーツ推進委員の委嘱について を採決します。 本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第18号 清里町スポーツ推進委員の委嘱については、原案どおり決定されました。
議 長	本会議に付された案件は、以上で終了いたしました。

	これで、本日の会議を閉会いたします。
--	--------------------